

第10回富山県入札契約適正化検討委員会

日 時：平成28年3月29日（火）
午前10時30分～

場 所：県庁4階大会議室

1 開 会

2 協議事項の審議

県発注工事等における低入札価格調査制度等の見直しについて

3 閉 会

1 県発注工事等における低入札価格調査制度等の見直し
 (1) 低入札調査基準価格等の見直し (工事・委託)

① 調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは、「当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断される場合の基準」であり、この価格を下回る入札については、履行可能性を調査し、履行可能性が認められない場合は、失格とする。

■見直し案の内容

＜工事＞	
現行 (国準拠)	見直し案 (国準拠)
【設定範囲】 予定価格の7/10～9/10	【設定範囲】 予定価格の7/10～9/10
【算定式】	【算定式】
① 直接工事費 95%	① 直接工事費 95%
② 共通仮設費 90%	② 共通仮設費 90%
③ 現場管理費 80%	③ 現場管理費 90%
④ 一般管理費等 55%	④ 一般管理費等 55%
合計＝調査基準価格	合計＝調査基準価格

＜委託＞	
現行 (国準拠)	見直し案 (国準拠)
【設定範囲】 予定価格の6/10～8/10	【設定範囲】 予定価格の6/10～8/10
【算定式】	【算定式】
① 直接人件費 100%	① 直接人件費 100%
② 直接経費 100%	② 直接経費 100%
③ その他原価 90%	③ その他原価 90%
④ 一般管理費等 30%	④ 一般管理費等 45%
合計＝調査基準価格	合計＝調査基準価格

(建設・補償コンサルタント業務)

現行 (国準拠)	見直し案 (国準拠)
【設定範囲】 予定価格の6/10～8/10	【設定範囲】 予定価格の6/10～8/10
【算定式】	【算定式】
① 直接人件費 100%	① 直接人件費 100%
② 直接経費 100%	② 直接経費 100%
③ その他原価 90%	③ その他原価 90%
④ 一般管理費等 30%	④ 一般管理費等 45%
合計＝調査基準価格	合計＝調査基準価格

(測量業務)

現行 (国準拠)	見直し案 (国準拠)
【設定範囲】 予定価格の6/10～8/10	【設定範囲】 予定価格の6/10～8/10
【算定式】	【算定式】
① 直接測量費 100%	① 直接測量費 100%
② 測量調査費 100%	② 測量調査費 100%
③ 諸経費 40%	③ 諸経費 45%
合計＝調査基準価格	合計＝調査基準価格

(地質調査業務)

現行 (国準拠)	見直し案 (国準拠)
【設定範囲】 予定価格の2/3～8.5/10	【設定範囲】 予定価格の2/3～8.5/10
【算定式】	【算定式】
① 直接調査費 100%	① 直接調査費 100%
② 間接調査費 90%	② 間接調査費 90%
③ 解析等調査業務費 75%	③ 解析等調査業務費 80%
④ 諸経費 40%	④ 諸経費 45%
合計＝調査基準価格	合計＝調査基準価格

「直接人件費」…業務に従事する者の人件費
 「直接経費」…旅費交通費、電子計算機使用料等
 「その他原価」…業務に直接関係する事務用品、通信交通費、付加利益等
 「一般管理費等」…法定福利費、事務用品費、通信交通費、付加利益等
 「直接測量費」…業務に従事する者の人件費、業務を実施するために要する材料費や旅費交通費等
 「測量調査費」…測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用等
 「直接調査費」…業務に従事する者の人件費、業務を実施するために要する材料費等
 「間接調査費」…運搬費、仮設費、安全費等
 「解析等調査業務費」…解体、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用等
 「諸経費」…「一般管理費等」に業務実績の登録等に要する費用等を加えたもの

※ 「合計」が、「設定範囲」の下限値を下回る場合は下限値を、上限値を超える場合は上限値を調査基準価格とする。

(見直しの考え方)

県の調査基準価格の算定方式については、従来から国の考え方に準拠しており、国において算定方式が見直された(平成28年4月1日以降に入札公告を行う工事・業務を対象)ことに伴い、今回も国に準拠して同様の見直しを行うもの。

(国の見直しの考え方)

＜工事＞
 ・公共工事等の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、現場の全ての技術者の費用を計上(現場代理人+監理(主任)技術者→全ての技術者)することとし、現場管理費の算入率を80%から90%に引き上げる。

＜委託＞

・公共工事等の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、本社の従業員給料手当等を計上することとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の一般管理費等の算入率を30%から45%に引き上げる。(測量業務では諸経費の算入率を40%から45%、地質調査業務では解析等調査業務費の算入率を75%から80%、諸経費の算入率を40%から45%に引き上げる。)

【全国状況(平成27年4月1日現在)】

□建設工事

① 国準拠	20 都府県 (富山県を含む)
② 独自基準	20 道県
③ 非公表	7 県

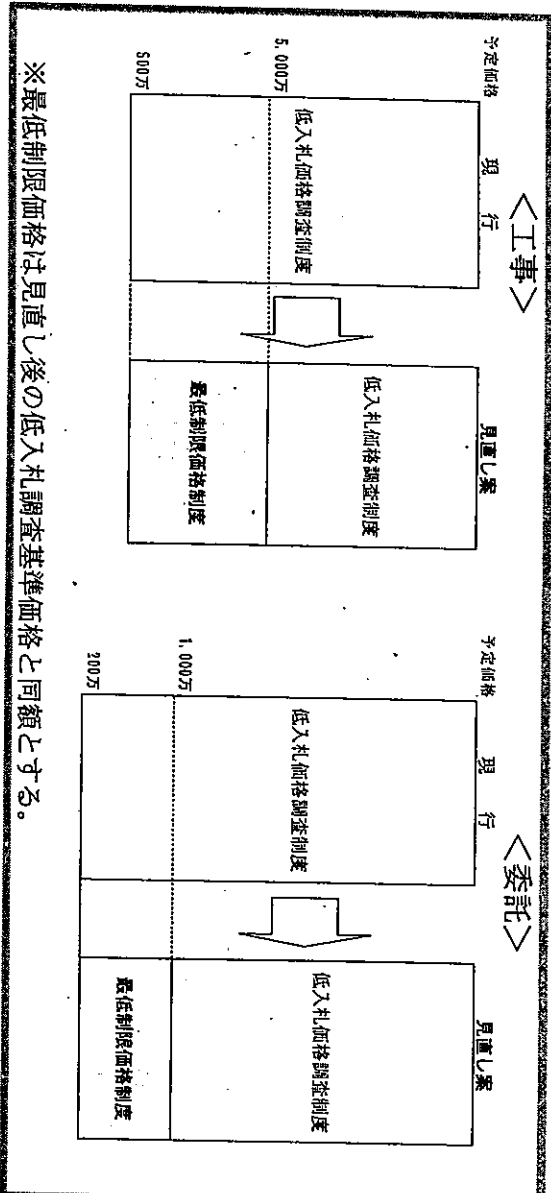
□建設コンサルタント業務

① 国準拠	20 都府県 (富山県を含む)
② 独自基準	19 県
③ 非公表	4 県
④ 設定なし	4 都府県

② 最低制限価格制度の導入

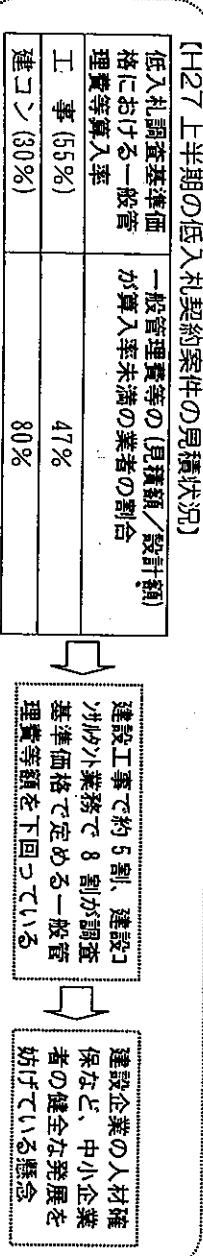
※「最低制限価格制度」とは現行の「低入札価格調査制度」とは異なり、一定額を下回る入札を一律に無効とするもの

■見直し案の内容



(見直しの考え方)

① 低入札価格調査において事業者から提出される調査には、「一般管理費等の節減(利益の圧縮)」を理由とするものが多く見られる。しかしながら、一般管理費等には、企業の健全な経営に不可欠な本社・支社の従業員給与や退職金のほか、設備投資や人材の確保・育成の原資となる付加利益等が含まれている。健全な経営や人材確保を行うためには、企業の適正な利潤が確保されることが求められる。



② 一般管理費等の節減は、当該工事等の品質確保とは直接的な関係性が乏しいこと、また、一般管理費等の見積額は各企業が経営全体を勘案したうえで判断されている面があることから、一般管理費等に着眼して工事等の履行可能性を判断することが難しい。

③ 今後も発注件数の減少に伴う競争の激化が予想される中、スケールメリットを活かしたくく、一般管理費等が比較的小さい一定規模以下の事業においては、一般管理費等の節減による低入札受注を抑制することが必要であることから、最低制限価格制度を導入するもの。

【全国における最低制限価格制度の実施状況(平成27年4月1日現在)】

□建設工事

※対象外の工事は低入札価格調査制度を適用

順位	対象額※	内訳
1	WT0 案件 (20.2 億円以上) 以外 (6)	神奈川県、石川、福岡、長崎、宮崎、鹿児島
7	5 億円未満 (5)	兵庫、熊本 (5 億)、東京、新潟 (4 億)、大阪 (3.5 億)
12	3 億円未満 (4)	大分 (3 億)、福井、鳥取 (2 億)、愛知 (1.5 億)
16	1 億円未満 (5)	群馬、滋賀、京都、和歌山、島根 (1 億)
21	5 千万円未満 (6)	青森、栃木、千葉、三重、奈良、沖縄
27	4 千万円未満 (9)	秋田、岡山 (4,000 万)、福島、静岡、山口、香川、徳島、高知、佐賀 (3,000 万)
36	1 千万円未満 (8)	山形、茨城、埼玉、山梨、岐阜、広島 (1,000 万)、愛媛 (800 万)、北海道 (250 万)
-	低入札価格調査制度のみ (4)	富山、岩手、宮城、長野

23 道府県では、5,000 万円未満の工事で最低制限価格制度を採用

□建設コンサルタント業務

※対象外の工事は低入札価格調査制度を適用

順位	対象額※	内訳
1	WT0 案件 (2 億円以上) 以外 (19)	三重、兵庫、奈良、和歌山、徳島、高知、熊本、鹿児島、山梨、北海道、岩手、神奈川県、新潟、石川、福井、大阪、長崎、宮崎、長野
20	2 千万円未満 (4)	滋賀、栃木 (2 千万)、愛知、茨城 (1 千 5 百万)
24	1 千万円未満 (3)	山形、島根、岡山
27	5 百万円未満 (6)	青森、群馬、千葉、静岡、秋田 (5 百万)、秋田 (3 百万)、福島 (百万)
-	総合評価 (特殊設計のみ) (3)	埼玉、佐賀、沖縄
-	低入札価格調査制度のみ (8)	富山、宮城、岐阜、鳥取、広島、山口、香川、愛媛
-	設定なし (4)	東京、京都、福岡、大分

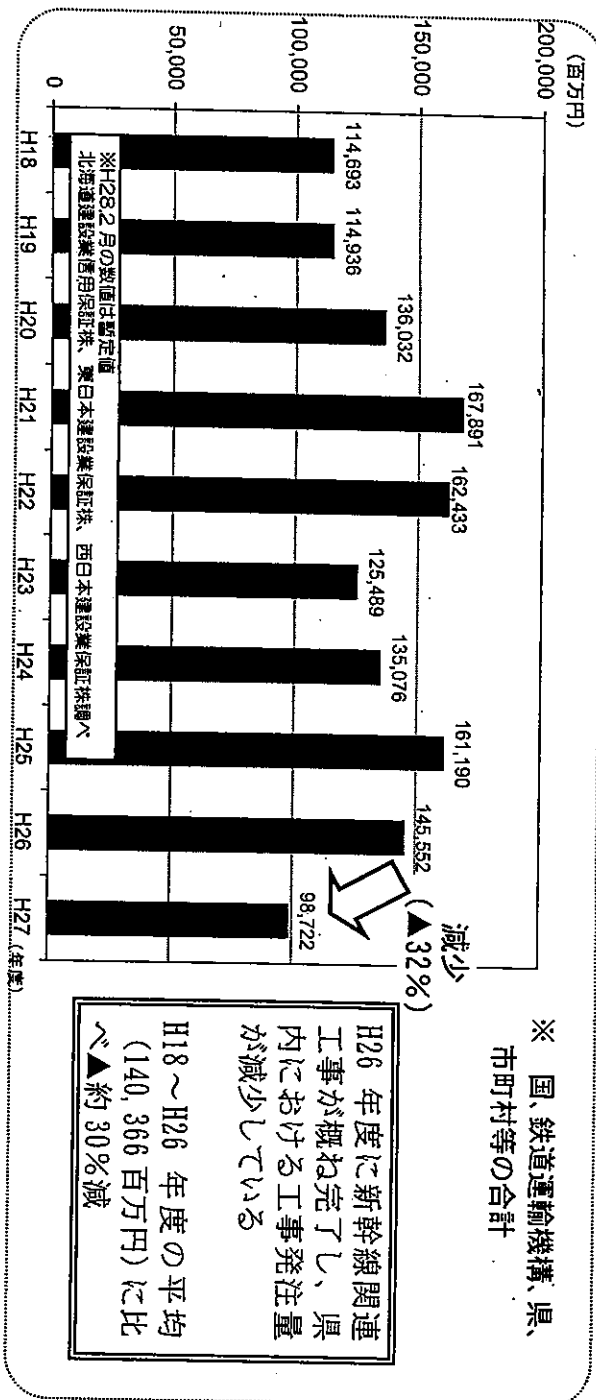
9 道府県では、1 千万円未満の業務で最低制限価格制度を採用

(3) 今後の予定

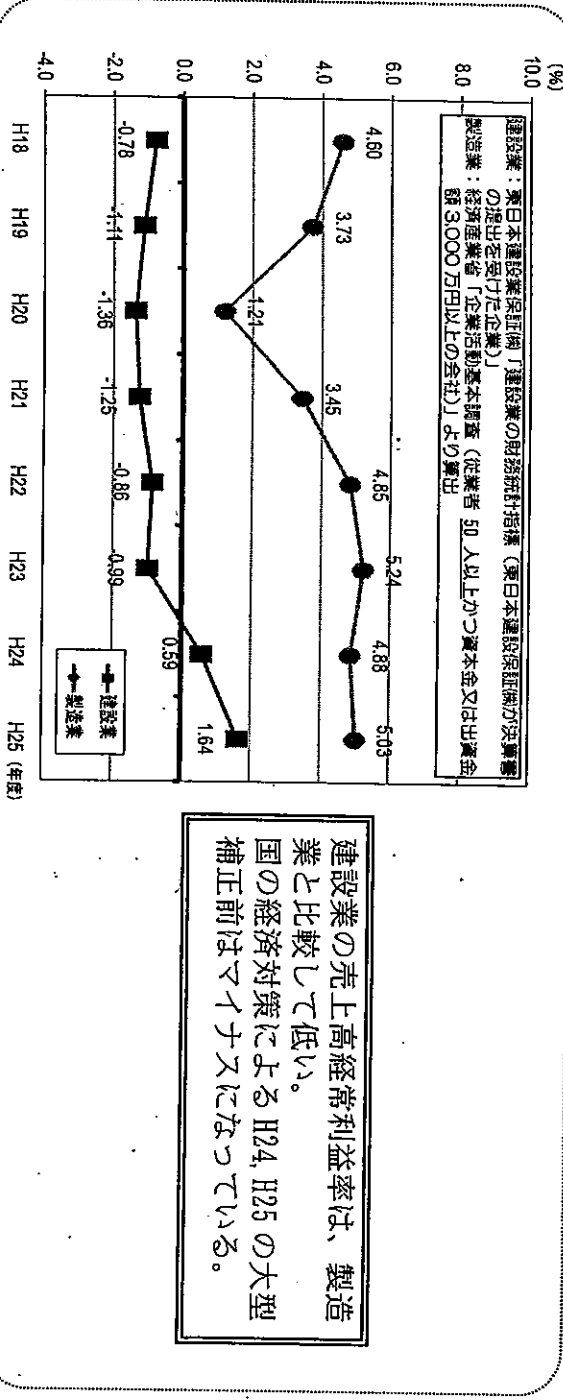
- ① 調査基準価格の引上げ
 - 4 月 1 日以降の公告、指名通知から適用
- ② 一定規模以下の事業における最低制限価格制度の導入
 - 新たな制度の導入となることから、事業者への十分な周知や電子入札システム等の改修を進め、できるだけ早期に実施できるよう準備を進める。

＜参考＞ 富山県の建設事業を取り巻く現状

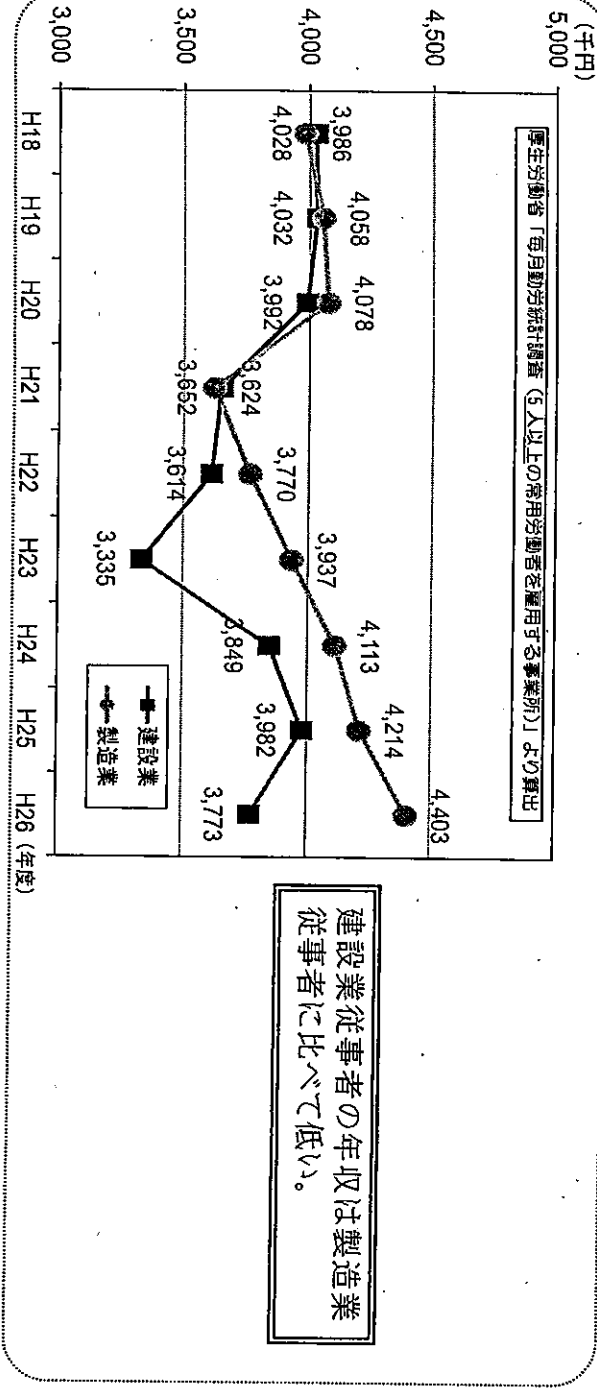
1. 富山県内における公共工事請負金額の推移 (各年度の4月から翌年2月までを集計)



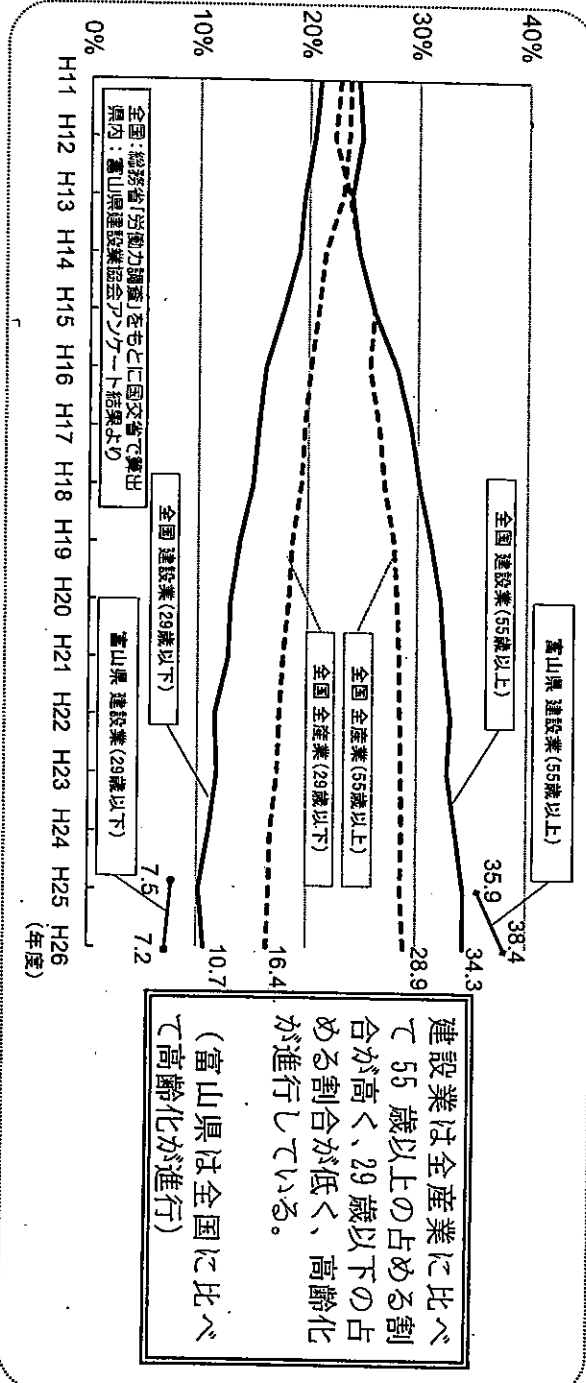
2. 富山県内における建設業・製造業の売上高経常利益率の推移



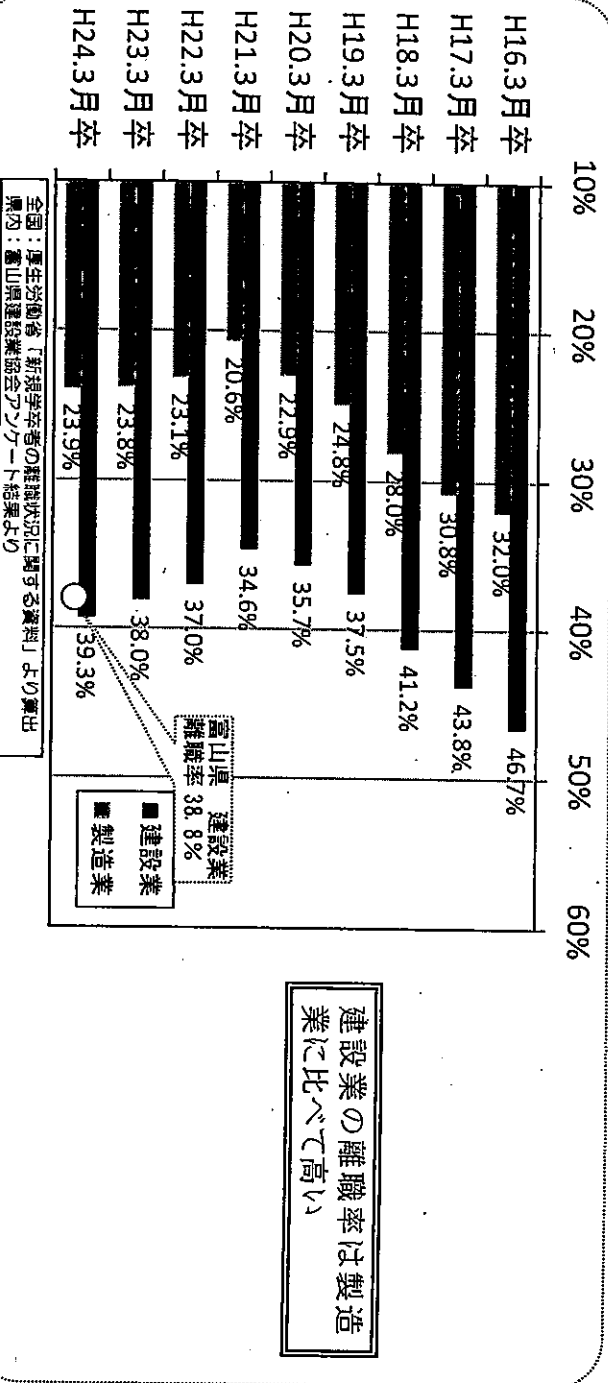
3. 富山県内における建設業・製造業従事者の年収額の推移



4. 全国の建設業・全産業における就業者の年齢階層別構成比の推移



5. 全国の建設業・製造業における新卒者の3年後の離職率の推移



6. 低入札案件の推移

